いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書

平成28年5月

いわゆる J K ビジネスにおける犯罪 防止対策の在り方に関する有識者懇談会

いわゆる J K ビジネスにおける犯罪 防止対策の在り方に関する有識者懇談会

座 長 藤 原 静 雄 中央大学法科大学院 教授

委員 清永奈穂 株式会社ステップ総合研究所 所長

瀧 栁 嘉 市 東京少年補導員連絡協議会 会長

長 尾 敏 成 長尾敏成法律事務所 弁護士

星 周 一 郎 首都大学東京都市教養学部法学系 教授

(50音順)

【審議経過】

第1回会議 平成28年2月17日

第2回会議 平成28年3月17日

第3回会議 平成28年4月18日

第4回会議 平成28年5月25日

目 次

はじめに

第	1		現	*	犬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		店	舗し	ر م) \	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2		警	視戶	方に	にお	け	る	取	組	に	つ	٧V	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	悪質	重な	當	業	者	等	0)	検	挙		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	補資	草太	才象	と の	拡	大		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2
	3		J	Κŀ	ごう	ジネ	ス	に	お	け	る	従	業	員	0)	被	害	状	況	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	2
	4		J	Κŀ	ごう	バネ	ス	に	対	す	る	青	少	年	0)	意	識	に	つ	٧١	て		•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(1)	中学	学生	三及	U	高	校	生	等	に	対	す	る	意	識	調	査		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(2)	J	ζĿ	シ	ネ	ス	で	働	٧١	て	٧V	た	女	子	高	校	生	等	0	意	識		•	•		•	•	•	4
第	2		防	止対	対策	至	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1		法	的共	見伟	りに	·つ	١	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(1)	法的	勺規	制	の	対	象	と	な	る	営	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)	保証	隻⊄)対	象	ح :	な	る	青	少	年	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(3)	営	と の と で と で と で と で と で と で と で と で と で)禁	让	区	域		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	7
	(4)	青生	少年	ミを	·客	12	接	す	る	業	務	に	従	事	さ	せ	る	ک	と	の	禁	止		•		•	•	•	7
	(5)	青生	少年	ミを	·客	ح:	な	る	ょ	う	勧	誘	す	る	業	務	に	従	事	さ	せ	る	ک	لح	の	禁	止		8
	(6)	青生	少年	ミを	·客	ح:	す	る	۲	لح	0)	禁	止			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	8
	(7)	届	Н	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	8
	(8)	監	롵	Z I	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	(9)	罰	貝	IJ	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			9
	2		青	少生	Fを	- 取	り	巻	: <	社	会	環	境	(D)	整	備	に	つ	いく	て		•	•	•	•			•			9
	(1)	社会	全全	注体	(D)	機	運	0	醸	成		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	(2)	青生	い 年	ミに	対	す	る	措	置		•	•											•						10
	参	考	資	料】																											
	\Diamond		資	料:	1	J	K	ビ	ジ	ネ	ス	店	舗	数	営	業	形	態	別	変	遷	状	況								
	\Diamond		資	料:	2	J	K	ピ	ジ	ネ	ス	店	舗	(D)	検	挙	事	例													
	\Diamond		資	料;	3	J	K	ピ	ジ	ネ	ス	に	関	す	る	検	挙	•	補	導											
	\Diamond		資	料△	4	J	K	ピ	ジ	ネ	ス	に	関	連	す	る	被	害	事	例											
	\Diamond		資	料;	5	J	K	ビ	ジ	ネ	ス	に	対	す	る	中	学	生	及	び	高	校	生	等	の	意	識				
	\Diamond		箵	料(วิ	絾	害	炉	童	供	沭	内	容	集	計	結	果														

近年、繁華街を中心に、「女子高校生」を商品化した『いわゆるJKビジネス(以下、単に「JKビジネス」という。)』が出現した。

JKビジネスとは、法律上の定義はないが、主として女子高校生をして、マッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたり、屋外で客と一緒に散歩をさせるなどのサービスを提供する営業である。しかし、一部の店舗では、裏オプションと呼ばれる性的サービスが行われていることも確認されており、福祉犯罪の温床となっているとともに、女子高校生をはじめとする青少年の性に関する健全な判断能力の低下や正常な金銭感覚の欠如を招くなど、青少年の健全育成に影響を及ぼしている。

また、JKビジネス店舗周辺では、学校の制服とおぼしき衣服を着用した女子高校 生等がチラシを配りながら、通行人を客として誘う姿が散見されるなど、青少年の健 全育成に対して影響を及ぼすばかりか、清浄な風俗環境を悪化させる要因にもなって いる。

こうした情勢を踏まえ、警視庁では、JKビジネスの営業者等に対して各種法令を 適用した検挙活動を推進するとともに、JKビジネスで働く女子高校生等の補導活動 を強化するなどの対策を実施してきた。

しかしながら、本年1月末でもこうした営業は都内で174店舗が確認されており、 それに関連した福祉犯罪も発生している。

そこで、JKビジネスのはらむ治安上の問題点とそれに起因する犯罪の防止対策について、幅広い視点から検討を行うため、「いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会」が設置された。

当懇談会において、JKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方について議論を重ねた結果、

青少年の健全育成及び清浄な風俗環境の保持並びにJKビジネスに起因する犯罪 防止のためには、

- 法的規制
- ・ 青少年を取り巻く社会環境の整備

の両面における対策が必要である。

との基本的な考え方をもとに本報告書を取りまとめるに至った。

今後は、本報告書の趣旨を踏まえて、関係者により早急かつ積極的に取組が進められることを期待する。

第1 現状

1 店舗について

警視庁の調査によると、JKビジネスの店舗数は、平成27年6月末の時点で 132店舗確認されていたところ、平成28年1月末では174店舗に増加して いることが確認されている。

平成28年1月末における営業形態ごとの内訳で見ると、

○「リフレ」

添い寝、ハグ、マッサージなどの客の身体に接触するサービスを提供する もの ・・・ 39店舗(±0)

○「散歩」

客と散歩したり、観光案内をするなどのサービスを提供するもの

··· 7 店舗 (+2)

○「リフレと散歩の複合営業」

··· 28店舗(+19)

○ 「カフェ」

設備を設けて客に飲食させる営業で、従業員は通常厨房業務や接客業務に 従事するもの
・・・ 9 2 店舗 (+28)

○「撮影」

客に対し、学校の制服等や水着を着用したり、コスプレをした従業員の姿態を撮影させるもの ・・・ 5 店舗 (-1)

○ 「コミュ」

従業員が客と同席し、談笑したり、占いを行ったり、ゲームを一緒に行うなどのサービスを提供するもの・・・・ 3店舗(±0)

であり、以前確認された「見学(※1)」や「作業所(※2)」の営業形態については確認できなかったが、「リフレと散歩の複合営業」や「カフェ」の店舗数が増加している。

なお、本調査については、インターネット上で宣伝、従業員の募集をしている 店舗や、看板の掲示、街頭におけるチラシ配り等の広告・宣伝をする店舗をリス トアップした上で、実際に店舗を構えているものについて、営業者等に対して任 意に聞き取り調査を実施し、各営業形態ごとに計上したもので、無店舗型営業の ものについては未把握である(別添 資料1参照)。

※1 客に対し、学校の制服等を着用した従業員の姿態を見学させるもの。

※2 客に対し、学校の制服等を着用した従業員が折り鶴を折るなどの作業を行っている姿態を見学させるもので、平成27年5月に摘発されて以降は確認されていない。

2 警視庁における取組について

(1) 悪質な営業者等の検挙

JKビジネスでは、営業者等が「楽にお金を稼ぐことが出来る」、「みんなやっている」等の甘言を用いて女子高校生等を雇い入れ、表向きには、マッサージ等を行う、会話やゲームの相手をする、屋外で客と一緒に散歩をするなどと称しながら、実際には裏オプションと称する性的サービスを提供することを黙認するケースなど、女子高校生にとって有害な行為がサービスとして行われているケースが確認されている。こうしたことから、警視庁では、そのような悪質な営業者等に対し、労働基準法や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の各種法令を適用し、平成24年1月以降、平成27年末までに31店舗54名を検挙してきた(別添資料2・3参照)。

(2) 補導対象の拡大

警視庁では、青少年の健全育成の観点より、平成25年4月から、JKビジネスで働く行為や営業所等に出入りする行為、それらの行為を行うよう勧誘する行為を「指定行為」として、これらの行為を行った18歳未満の少年を補導対象とすることとした。さらに、18歳未満の少年に加え18歳以上20歳未満の高校生等(※3)も補導対象にするなど、補導の対象を順次拡大し、JKビジネスで働く女子高校生等の一斉補導や店舗取締り等の機会を通じて、平成25年4月以降、平成27年末までに73名の女子高校生等を補導してきた(別添資料3参照)。

※3 高校生等・・・ ここでは、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校(通信制サポート校、 インターナショナルスクール等)等に在籍する者をいう。

3 JKビジネスにおける従業員の被害状況について

JKビジネスは、表向きには、マッサージ等を行う、会話やゲームの相手をする、屋外で客と一緒に散歩をするなどのソフトなサービスを提供するに止まるとしている。しかしながら、実際には、裏オプションと称する性的サービスが行われたり、客の中には、あわよくば女子高校生から性的サービスを受けられるかもしれないと期待している者もいる状況にあり、客による強制わいせつなどの性的被害や、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反(児童買春)」、「東京都青少年の健全な育成に関する条例違反(反倫理的性交等)」といった福祉犯罪の被害のほか、店で知り合ったことを契機とした客によるストーカー行為の被害事例が把握されている(別添 資料4参照)。

また、警視庁に対するJKビジネスで働くことに起因する相談事例として、「客

にインターネット上に自分のことを書き込まれた。」といった嫌がらせや、「サービス中、客に体を触られた」といった被害、「店で知り合った客につきまとわれている。」といったストーカー行為の被害のほか、「店を辞めたいのに店長が辞めさせてくれない。」といった雇用関係のトラブルなどが寄せられている。

その一方で、JKビジネスで働く女子高校生等の中には、被害に遭ったことを 言い出せない状況にある者もいれば、被害を受けているとの認識に欠ける者もお り、被害実態の把握が困難な一面がある。

4 J K ビジネスに対する青少年の意識について

(1) 中学生及び高校生等に対する意識調査

平成28年3月、株式会社ステップ総合研究所が、都内の女子高校生等に対して、JKビジネスに関する意識調査を行った(別添 資料5参照)。

同調査は、紙面により都内女子高校の生徒(回答数216名)及び都内中学校の生徒(回答数92名)に対して、またインターネットにより都内に居住する女子高校生等(回答数207名)に対して行われ、その結果は下記のとおりである。

ア JKビジネスの認知度について

JKビジネスについて知っているかどうかを調査するための質問に対し、「JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことがある」又は、「JKビジネスを知っているが、働いている子を見たり聞いたりしたことはない」との回答を合わせると 63%であった。そのうち、実際にJKビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことがあるとの回答が、都内女子高校調査では 9%、インターネット調査では 14%であったが、都内中学校調査では回答がなかった。

イ JKビジネスで働くこととなったきっかけ及び動機について

JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことがあると回答した者に対して、その子たちが働くこととなったきっかけは何であると思うか質問したところ、都内女子高校調査では「友だちが働いていたから」との回答が40%、次いで「そうしたことに興味や好奇心があったから何となく」との回答が30%であるところ、「インターネットの広告、SNS、求人サイトを見て」との回答については、インターネット調査では31%であり、都内女子高校調査の20%より多くなっていた。

また、同様に、その子たちが働くこととなった動機についてどう考えるか 質問したところ、都内女子高校調査、インターネット調査全体で、「お化粧 品などを買うため」との回答が37%、次いで「その日の生活のため」との 回答が10%、「ゲームセンターやクラブなどで遊ぶため」との回答が4%、 「危険ドラッグなどを買いたいため」との回答が2%であった。

エ JKビジネスで働くことについて

JKビジネスで働くことについてどう思うかについては、調査全体において「お金に困ってのことだからしょうがない」との回答が23%、「客がいるのだから、こうした仕事をするのもしょうがない」との回答が11%、「働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない」との回答が11%であった。

しかしながら、調査全体において、6割の者が「自分の今や将来のことを考えたら、やってはいけない仕事だ」と考え、5割前後の者が「風俗」やさらに「危険ドラッグ」などの世界につながっていくかもしれないと考えていた。

(2) JKビジネスで働いていた女子高校生等の意識

警視庁において、各種法令違反で摘発したJKビジネス店舗で働いていた女子高校生等78名の供述内容を集計した結果として、働くようになったきっかけは、「お金が欲しかった」、「友人の誘い」が多く、継続して働き続けた理由も「お金が欲しかった」が最多であった。

また、お店を知ったきっかけは、「友人の誘い」と並んで、「インターネット」が大半を占めており、その内訳は「店のホームページ」、「求人サイト」、「SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」であった。

さらに、女子高校生等が J K ビジネスで働いていることについて、学校や保護者のほとんどが、認知していない状況であった (別添 資料 6 参照)。

これらの結果から、JKビジネスは、働いてはいけないという認識を持つ者が多いものの、友人からの誘いという安心感、手っ取り早くお金を稼ぎたいという安易な考えから、女子高校生等が足を踏み入れやすい営業であると考えられる。

第2 防止対策

第1の現状で述べたとおり、補導対象の拡大や各種法令を適用した検挙の実施 により、補導件数や検挙件数は減少しており、現在までの防止対策については一 定の成果は現れているといえる。

しかしながら、店舗を構えずメールや電話により受付をして従業員を派遣する 無店舗型営業も現れるなど、法の網をかいくぐるような動きもみられる。 また、現行法令上、これらの営業の営業所等に対する立入りの権限がなく、客に対してどのようなサービスが行われているのか、従業員として青少年が働いているのかどうかが容易に把握できない状況であり、青少年が犯罪被害に遭う可能性が高いにも関わらず現状の取組では限界があると認められる。

そこで、青少年の健全育成及び清浄な風俗環境の保持並びにJKビジネスに起因する犯罪防止のためには、

- 法的規制
- ・ 青少年を取り巻く社会環境の整備

の両面における対策が必要であると考える。

1 法的規制について

これまで、JKビジネスについては、労働基準法等の各種法令を適用して悪質な営業者等を検挙してきたところであるが、店内でどのようなサービスが行われているか、従業員として青少年が働いているのかどうかが把握できなければ、検挙は困難である。

また、取締りや補導にかかわらず店舗が増加しているのに加え、無店舗型営業も出現している状況を踏まえると、JKビジネスの実態を的確に把握する仕組みを設けた上で青少年の健全育成に支障を及ぼす行為を禁止する法的規制が必要である。

(1) 法的規制の対象となる営業

ア問題点

JKビジネスは、営業者等が「楽にお金を稼ぐことが出来る」、「みんなやっている」等の甘言を用いるとともに、表向きには、マッサージ等を行う、会話やゲームの相手をする、屋外で客と一緒に散歩をするなどとして従業員を募集していることから、青少年にとっては就業に対する抵抗感が低い営業といえる。

また、客の立場からも、青少年による接客サービスを受けられることを期待させるなど、青少年であることをいわば商品化した営業が多いところ、現在まで次のような営業形態のものが確認されており、それぞれに問題点がある。

(ア) リフレ

添い寝、ハグ、マッサージなどの客に接触するサービスを提供する営業 形態である。個室においてサービスを提供する形態が多いことから、裏オ プションなどの性的サービスが行われたり、従業員が性的被害に遭う事例 が把握されている。 また、異性の客に対して身体的接触を行うこと自体も、青少年の健全育成上問題があるほか、客からのストーカー行為や連絡先を交換しての児童買春等が行われた事例も把握されており、青少年に対する有害性・危険性が高い。

(イ) 散歩

客と散歩したり、観光案内をするサービスを提供する営業形態であるが、 実際にはホテルやカラオケボックスに同伴して性的サービスが行われた り、強制わいせつなどの性的被害に遭った事例が把握されており、青少年 に対する有害性・危険性が高い。

(ウ) 見学・撮影・作業所

客に対し、学校の制服等や水着を着用したり、コスプレをした従業員の 姿態や一定の作業をする様子を見せる、あるいは撮影させる営業形態であ る。実際は、下着が見えるような姿勢をとらせて当該下着を撮影させるこ ともあり、青少年の健全育成上問題がある。また、異性の客に対し、青少 年の姿態をことさらに見せること自体も、青少年の健全育成上問題がある。 さらに撮影については派遣型もあるところ、派遣先で性的サービスが行わ れるおそれがあり、青少年に対する有害性・危険性が高い。

(エ) コミュ

従業員が客と同席し、会話をしたり、一緒にゲームを行うなどのサービスを提供する営業形態である。従業員が異性の客と親しく会話をするという営業の特性から、客が従業員と仲良くなることができるとの期待が生まれやすく、客からのストーカー行為や連絡先を交換しての児童買春等が行われるおそれが高い。

また、個室の場合には、裏オプションなどの性的サービスに流れやすく、 実際に当該行為が行われた事例が把握されているほか、従業員が性的被害 に遭うおそれがあり、青少年に対する有害性・危険性が高い。

(オ) カフェ

設備を設けて客に飲食させる営業形態であり、従業員は通常、厨房業務や接客業務に従事している。しかしながら、他の営業と同じく青少年による接客サービスを受けられることを期待させる営業であることから、従業員との会話のやり取りを楽しむことを目的に来店する客や、あわよくば連絡先を交換することができるかもしれないと期待する客も少なからずいると考えられる。こうした中で、客がストーカー行為に及ぶ事例や連絡先を交換しての反倫理的性交等が行われた事例が把握されており、青少年に対する有害性・危険性が高い。

イ 内容

JKビジネスについては、上記のとおりそれぞれの営業形態において、青 少年に対する有害性・危険性が存在することから規制の対象とする必要があ る。

なお、いわゆるガールズバー、ガールズ居酒屋について、一部の店舗では 青少年を稼働させている実態があるところ、従業員が客の性的好奇心をそそ る水着又は人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体が見える衣服を着 用して営業するものについては、青少年の健全育成上問題があることから、 何らかの規制が必要である。

(2) 保護の対象となる青少年

ア問題点

JKビジネスでは、女子高校生がサービスを提供することを連想させる営業が多いが、従業員は必ずしも女子高校生に限られるものではなく、高校生ではない同年齢の女子も働いていること、また、これらの営業に従事することは高校生であるか否かや性別を問わず青少年の健全育成上、有害性・危険性が高いことから、高等学校等への在籍及び性別のいかんに関わらず保護する必要がある。

イ 内容

性別のいかんにかかわらず、18歳未満の者とするなどとすべきである。

(3) 営業の禁止区域

ア問題点

JKビジネスの店舗が、学校、図書館、病院等の施設の周辺や、住居集合 地域にある場合、青少年の健全育成に支障を及ぼすことが懸念される。

イー内容

学校、図書館、病院等の施設の周辺や住居集合地域における営業を禁止するとともに、JKビジネス店舗に係る広告物の表示や広告文書等の配布についても禁止する必要がある。

(4) 青少年を客に接する業務に従事させることの禁止

ア 問題点

JKビジネスについては、前記1(1)に記載された問題点があり、青少年を客に接する業務に従事させることは、青少年が犯罪被害に遭うおそれを助長するばかりか、青少年の健全育成に支障を及ぼすことが懸念される。

イ内容

J K ビジネスにおいては、青少年を客に接する業務に従事させることを禁止する必要がある。また、青少年を客に接する業務に従事させることを禁止

することを徹底させるためにも、青少年に対し、JKビジネスにおいて、客 に接する業務に従事するように勧誘することを禁止する必要がある。

なお、いわゆるガールズバー等であっても従業員が客の性的好奇心をそそる水着等を着用して営業する形態については、青少年の健全育成上問題があることから、青少年を客に接する業務に従事させることを禁止する必要がある。

(5) 青少年を客となるよう勧誘する業務に従事させることの禁止

ア問題点

JKビジネスにおいては、しばしば従業員が客となるよう勧誘する行為を 行う過程で性的サービスの交渉が行われるなど、青少年の健全育成上問題が あるほか、青少年をそうした業務に従事させることは清浄な風俗環境の保持 の上でも問題がある。

イ 内容

J K ビジネスにおいては、青少年を客となるよう勧誘させるような業務に 従事させることを禁止する必要がある。

(6) 青少年を客とすることの禁止

ア問題点

JKビジネスについては、前記1(1)に記載された問題点があるところ、 青少年を当該営業の客とすることも青少年の健全育成に支障を及ぼすことが 懸念される。

イ 内容

JKビジネスにおいては、青少年を客とすることを禁止する必要がある。 また、青少年を客とすることを禁止することを徹底させるためにも、青少年が客となることを禁止する旨明示させるとともに、青少年に対しJKビジネス店舗に係る広告文書等を配布することを禁止する必要がある。

(7) 届出

ア 必要性

JKビジネスの中には、繁華街に営業所を設けて営業している店舗やマンションの一室で看板を出さずに営業している店舗がある一方、店舗を構えずに、携帯電話やインターネットを利用できる端末だけで受付をする営業もあり、その実態把握が極めて困難である。

このようなことから、青少年の健全育成を阻害する可能性のある営業者を排除し、法的規制の遵守を担保するためにも、届出制を採用することが必要である。

イ 内容

東京都の区域内において、営業を開始、変更又は廃止する場合について、 東京都公安委員会への届出義務を課すべきである。

(8) 監督

ア 必要性

青少年を客に接する業務に従事させること等の禁止及び営業届出義務の履行を実効あるものとし、さらに適正な営業を促すため、違法営業に対する監督の権限が必要である。

イ 内容

営業者において、青少年を客に接する業務に従事させること等の禁止を徹底させ、従業員について疎明させる資料として、従業員名簿を備え付けさせる必要がある。

また、営業者が果たすべき義務を履行しなかった場合における東京都公安委員会による指示を定めるとともに、その指示に従わなかった場合及び一定の違反行為をしたときにおける東京都公安委員会による営業停止命令等の規定を定める必要がある。

これらの監督する権限を実効あるものとするため、営業者に対する報告徴収、立入検査等の規定についても定める必要がある。

(9) 罰則

アー必要性

届出や監督に関する規制を実効あるものとするためには、行政指導のみでは足りず、罰則の担保が必要と考えられる。また、従業員等による違反行為についても当該営業に関して行われることが多いことから、行為者のほか営業者に罰則を科すこととする両罰規定が必要である。

イ内容

営業者の届出義務違反、青少年を客に接する業務に従事させること等の禁止に対する違反、営業停止命令違反等について罰則を定める必要がある。

さらに、従業員等が当該営業に関して違反行為をした場合に、営業者にも 罰則を科すことのできる規定(両罰規定)を定める必要がある。

2 青少年を取り巻く社会環境の整備について

(1) 社会全体の機運の醸成

ア 必要性

J K ビジネスにおいては、青少年による接客行為を、いわば商品として捉える営業者のみならず、当該営業においてサービスを受ける客、特に、あわ

よくば青少年からの性的サービスを期待する客が存在している。

こうした客の存在により、裏オプションと称する性的サービス等の児童買春事案に繋がるなど、J K ビジネスに関わる青少年自身の健全育成に大きな影響を及ぼすばかりでなく、「客がいるのだから J K ビジネスで働くことも仕方がない」、「働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない」と、青少年において J K ビジネスを正当化させる要因となり、周りにいる青少年達にも悪影響を及ぼしている。

青少年は、その存在を商品として利用するものではなく、大人たちが指導、助言をしながら、明るい未来を担っていく人材として見守り育てていくべきである。

イ 内容

青少年は、その存在を商品として利用するものではなく、健全な成長を見守っていくべきものであることを社会全体に対して周知し、青少年の健全育成にとって有害な営業や、それを利用する客を産み出さないための環境づくりに取り組むなど、社会全体でこうした機運が醸成されるように、広報啓発活動など必要な施策を実施していく必要がある。

(2) 青少年に対する措置

アー必要性

青少年の大半は、JKビジネスについて、「自分の今や将来のことを考えたら、やってはいけない仕事である」と考えていることから、JKビジネスにおける漠然としたやましさ、危険性は認識していると見られるものの、手っ取り早くお金を稼ぎたいなどの安易な考えから働き出してしまう状況にある。

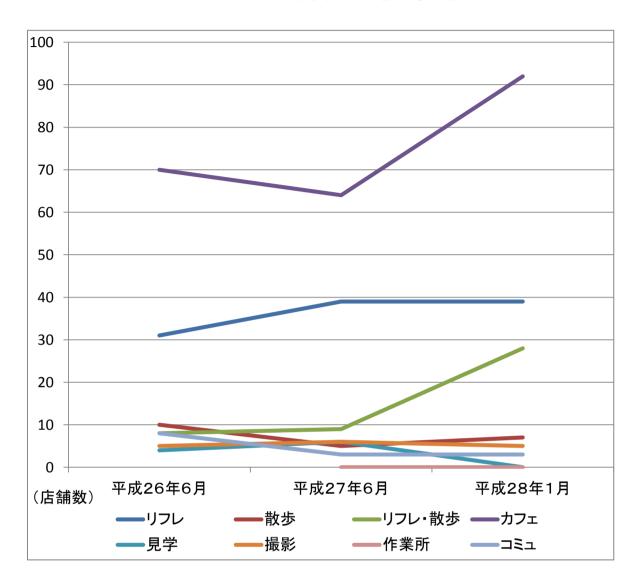
こうした青少年がJKビジネスに関わることがないよう、青少年の教育又は育成に携わる者が、JKビジネスの現状や当該ビジネスにおける有害性・ 危険性を十分認識した上で、青少年に指導、助言する必要がある。

イ 内容

青少年に対して、JKビジネスの有害性・危険性を認識させ、JKビジネスに従事しない、又は将来において自らが客とならないよう、あらゆる機会を通じて指導、助言をする必要がある。

また、家庭、学校などに居場所を無くした青少年にとって、JKビジネスが居心地の良い場所とならないよう、関係者が連携し、青少年を見守りながら、青少年の居場所づくりのための必要な施策を実施していく必要がある。

JKビジネス店舗数営業形態別変遷状況



		平成26年6月	平成27年6月	平成28年1月
リフレ		31	39	39
散歩		10	5	7
リフレ・散歩		8	9	28
カフェ		70	64	92
見学		4	6	0
撮影	1	5	6	5
作業所			0	0
コミュ		8	3	3
合計		136	132	174

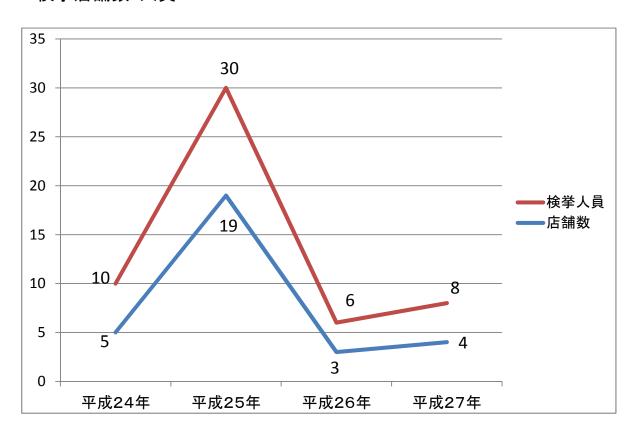
- ※1 斜線項目は、調査時点で営業形態の把握なし。
- ※2 作業所については、平成26年調査以降把握、平成27年5月に検挙。
- ※3 店舗を設けず従業員を派遣する無店舗型営業は計上していない。

JKビジネス店舗の検挙事例

	労働基準法違反(危険有害業務の就業制限) 営業形態~リフレ 平成 27 年 1 月
事	女子従業員が、個室において男性客に対しマッサージ、会話、身体を接触させ寄り添
例	っての着座、手つなぎ、顔面への張り手等をするほか、いわゆるコスプレ衣装を着用する
'	などのサービスを提供していたもの。
	労働基準法違反(危険有害業務の就業制限) 営業形態~撮影 平成 25 年 11 月
事	女子従業員が水着を着用し、個室において男性客の注文に応じ、着座した状態で開
例 2	脚し、水着姿を撮影させるなどのサービスを提供していたもの。
-	
	労働基準法違反(危険有害業務の就業制限) 営業形態~コミュ 平成 26 年 10 月
事 例 3	女子従業員が制服や水着を着用し、個室において男性客と会話するほか、男性客に
3	体臭を嗅がせたり、棒で身体を触らせるなどのサービスを提供していたもの。
	 労働基準法違反(危険有害業務の就業制限) 営業形態~作業所 平成 27 年 5 月
	女子従業員が、男性客のいる半個室とマジックミラーで隔てたスペースにおいて、椅
事	メール未受が、方に合めいる中間主にマクラスク で開てたスペースにのいて、何
1 <i>9</i> 1	 子に座り スカートの中を突側に目せたがら折離やビーズアクセサリーを作っていたも
例 4	子に座り、スカートの中を客側に見せながら折鶴やビーズアクセサリーを作っていたもの。
	子に座り、スカートの中を客側に見せながら折鶴やビーズアクセサリーを作っていたも の。
4	の 。
4 事例	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反
4	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 (無許可風俗営業・年少者に関する禁止行為) 営業形態~カフェ 平成 24 年 7 月
4 事例	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 (無許可風俗営業・年少者に関する禁止行為)営業形態~カフェ 平成24年7月 女子従業員が制服を着用し、指名された男性客に飲食物を提供した上、1対1での継続的な談笑やゲームを行う等のサービス(接待)を提供していたもの。
4 事例	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 (無許可風俗営業・年少者に関する禁止行為) 営業形態~カフェ 平成24年7月 女子従業員が制服を着用し、指名された男性客に飲食物を提供した上、1対1での継 続的な談笑やゲームを行う等のサービス(接待)を提供していたもの。 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為) 営業形態~コミュ 平成27年9月
4 事例5	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 (無許可風俗営業・年少者に関する禁止行為)営業形態~カフェ 平成24年7月 女子従業員が制服を着用し、指名された男性客に飲食物を提供した上、1対1での継続的な談笑やゲームを行う等のサービス(接待)を提供していたもの。 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為)営業形態~コミュ 平成27年9月 女子従業員が、個室において「裏オプ」と称し、客に対して性的サービスを提供してい
4 事例	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 (無許可風俗営業・年少者に関する禁止行為) 営業形態 ~ カフェ 平成 24 年 7 月 女子従業員が制服を着用し、指名された男性客に飲食物を提供した上、1対1での継続的な談笑やゲームを行う等のサービス(接待)を提供していたもの。 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為) 営業形態 ~ コミュ 平成 27 年 9 月 女子従業員が、個室において「裏オプ」と称し、客に対して性的サービスを提供していたもの。店長等は、同サービスを女子従業員が行っていることを知りながら黙認して営業
4 事例5 事例	の。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 (無許可風俗営業・年少者に関する禁止行為)営業形態~カフェ 平成24年7月 女子従業員が制服を着用し、指名された男性客に飲食物を提供した上、1対1での継続的な談笑やゲームを行う等のサービス(接待)を提供していたもの。 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為)営業形態~コミュ 平成27年9月 女子従業員が、個室において「裏オプ」と称し、客に対して性的サービスを提供してい

JKビジネスに関する検挙・補導

1 検挙店舗数・人員



2 補導人数

	平成25年	平成26年	平成27年
補導人数	40人	26人	7人

- ※1 平成25年 4月 JKビジネスで稼働する18歳未満の少年を、補導対象に追加。
- ※2 平成27年 1月 JKビジネスで稼働する18歳以上の高校生等も、補導対象に追加。

JKビジネスに関連する被害事例

	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(児童買春)
	営業形態~リフレ ※平成 24 年 4 月
事 例	男性客が、JKリフレ店個室内において、同店で稼働する女子従業員(16歳 高校
1	生)に援助交際を持ちかけ、後日、ホテルにおいて現金5万円を供与し、性交等したも
	O .
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反
_	営業形態~リフレ ※平成 24 年 9 月
事例	男性客が、JKリフレ店で稼働する女子従業員(18歳 高校生)に好意を抱き、待ち
2	
	東京都青少年の健全な育成に関する条例違反(反倫理的性交等)
_	営業形態~散歩 ※平成 25 年 10 月
事例	男性客が、JK散歩店で稼働する <u>女子従業員(17歳 高校生)</u> と「散歩」中にカラオケ
3	ボックスに入店し、同女の下着を買った後、同女に手淫させたもの。
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(児童買春)
	営業形態~リフレ・散歩 ※平成 25 年 12 月
事例	男性客が、JKリフレ・散歩店で稼働する女子従業員(16歳 高校生)とメールで直接
4	やり取りするようになり、ホテルにおいて現金5万円等を供与し、性交等したもの。
	強制わいせつ
	営業形態~散歩 ※平成 27 年 1 月
事 例	男性客が、無店舗型JK散歩店で稼働する女子従業員(18歳 無職)と、「散歩」中
5	にカラオケボックスに入店し、個室内で同女に対し、無理矢理キスや口淫をさせたも
	の 。
	東京都青少年の健全な育成に関する条例違反(反倫理的性交等)
	営業形態~カフェ ※平成 27 年 9 月
事 例	男性客が、JKカフェで稼働する女子従業員(16歳 無職)と、同店内で連絡先を交
6	換し、後日、自宅に誘いこみ性交したもの。

JKビジネスに対する中学生及び高校生等の意識

1 調査の枠組み

(1) 用語の定義

'いわゆる' JKビジネスを以下のように定義した。

'いわゆる' JKビジネスとは女子高校生等であることを売りにして、見知らぬ男性と会話や占い、ゲームなどをする、飲食しながら会話やゲームをする、散歩をする、個室でマッサージや添い寝をするなどしてお金をもらう仕事

(2) 調査目的

JKビジネスに対する中学生及び高校生等の認知度及び認識を把握する。

(3) 調査期間・方法・対象

■ 調査期間

平成28年3月6日~3月10日

■ 調査方法

紙面調査(質問紙(P.2)を配付)及びインターネット調査(紙面調査と同様の内容)

- 調査対象
 - ① 都内女子高校調査

東京都内女子高校に紙面調査を実施

回答数は216名(15歳~17歳)

② インターネット調査

東京都内居住の女子高校生等を対象に、インターネットを介し無作為に抽出して実施 回答数は207名(15歳~18歳)

③ 都内中学校調査

東京都内中学校に紙面調査を実施

回答数は92名(15歳)

各質問文の最初に以下の質問を行った。この文章によって調査対象である高校生等と同じ 年齢であることをイメージさせた。

あなたの知り合いに、15歳から18歳の年齢の女の子で、'いわゆる'JKビジネスでお金を得ている子はいますか?

(4) 質問項目

質問項目は、下記の4問とした。身近に'いわゆる'JKビジネスで働いている者がいる か、また、いるとすれば、どのような理由でしているのか、また、将来JKビジネスで働く 子の増減及びJKビジネスで働くことについての考えを問うことで、中学生及び高校生等が JKビジネスをどのように捉えているかを把握する。

質問紙

質問 1 15歳から 18歳の年齢の女の子で、'いわゆる' JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりした ことはありますか?

回答1. 1人いる

- 2. 2人以上いる
- 3. JKビジネスを知っているが、働いている子を見たり聞いたりしたことはない
- 4. JKビジネスそのものを知らない(初めて知った)
- 質問1-1 上の質問の1.2に〇をつけた人だけにうかがいます。

その子は、どのような理由でそのようなことを「しはじめた」、あるいはどうして「そういうこ とをしている」と思いますか?あなたが見たり聞いたりした、あるいはウワサでかまいません。

回答1. 友だちが働いていたから

- 2. 友だちに誘われたから
- 3. 働くと金になると大人(スカウト等)から誘われたから
- 4. そうしたことに興味や好奇心があったから何となく
- 5. インターネットの広告、SNS、求人サイトを見て
- 6. その日の生活のため

- 7. お化粧品などを買うため
- 8. ゲームセンターやクラブなどで遊ぶため
- 9. 危険ドラッグなどを買いたいため
- 10. その他

質問 2 15 歳から 18 歳の年齢の女の子で'いわゆる'J K ビジネスで働く子は、これから増えると思いま すか?

回答 1. 増えると思う

- 2. 減ると思う 3. わからない

質問3 15歳から18歳の年齢の女の子が、こうした'いわゆる'J K ビジネスで働くことについて、あな たはどう思いますか?

回答 1. お金に困ってのことだからしょうがない

- 2. 働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない
- 3. 客がいるのだから、こうした仕事をするのもしょうがない
- 4. みんなやってることだから、働いている子だけが悪いのではない
- 5. これも今の社会で、お金になる女の子の新しい仕事だ
- 6. こうした仕事を続けていると、いつの間にか風俗の世界につながってゆくかもしれない
- 7. さらに進むと、いつか危ない薬や危険ドラッグなどの世界につながってゆくかもしれない
- 8. 自分の今や将来のことを考えたら、してはいけない仕事だ
- 9. その他

2 調査結果

(1) 女子高校生等のJKビジネスについての認知度(「1人いる」・「2人以上いる」・「JKビジネスは知っているが、働いている子を見たり聞いたりしたことはない」の合計)は、全体で63%。うち、「1人いる」、「2人以上いる」は、都内女子高校調査で9%、インターネット調査で14%となっている。都内中学校調査では、身近に働いている者はおらず、「JKビジネスそのものを知らない」は、男子で50%、女子で73%を占めている。

表 1 質問 1 15歳から 18歳の年齢の女の子で'いわゆる'JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりした ことはありますか?

				JKビジネスは知っ	JKビジネスそ	
		1人いる	2人以上いる	ているが、働いてい	のものを知らな	合計
			2 人以上いる	る子を見たり聞いた	い	
				りしたことはない	(初めて知った)	
初れたフ京社会本		13	7	101	95	216
都内女子高校調査 		6. 0%	3. 2%	46.8%	44. 0%	100. 0%
/ > . / 	*	17	12	137	41	207
インターネット調査	1	8. 2%	5.8%	66. 2%	19.8%	100. 0%
	男子	0	0	26	26	52
都内中学校調査		0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100. 0%
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 7	0	0	11	29	40
	女子	0.0%	0.0%	27. 5%	72. 5%	100.0%
合計		30	19	275	191	515
		5. 8%	3. 7%	53. 4%	37. 1%	100. 0%

- ※ 集計結果は百分率(%)で示し、小数点以下は第2位を四捨五入して算出した(以下同じ)。
- (2) 就業の入り口についての認知は、「友達が働いていたから」が全体の33%、次いで「そうしたことに興味や好奇心があったから何となく」が31%であった。

都内女子高校調査では、「友だちが働いていたから」が 40%にのぼり、次いで、「そうしたことに興味や好奇心があったから何となく」が 30%、インターネット調査では、「インターネットの広告・SNS・求人サイトを見て」が 31%と都内女子高校調査の 20%より多くなっている (都内中学校調査は回答なし)。

表2 質問1-1(抽出) その子は、どのような理由でそのようなことを「しはじめた」と思いますか?(複数回答)

	友だちが働い	友だちに誘わ	働くと金になる	そうしたことに	インターネット
	ていたから	れたから	と大人(スカウト	興味や好奇心が	の広告、SNS、
			等) から誘われた	あったから何と	求人サイトを見
			から	なく	て
都内女子高校調査	8	4	4	6	4
(20名)	40.0%	20.0%	20. 0%	30. 0%	20. 0%
インターネット	8	6	7	9	9
調査 (29 名)	27. 6%	20. 7%	24. 1%	31. 0%	31. 0%
合計	16	10	11	15	13
	32. 7%	20. 4%	22. 4%	30. 6%	26. 5%

(3) 就業の動機についての認知は、「お化粧品などを買うため」が 37%と多く、一方、「その日の生活のため」も 10%ある (都内中学校調査は回答なし)。

表3 質問1-1(抽出) その子は、どうして「そういうことをしている」と思いますか? (複数回答)

	その日の生	お化粧品など	ゲームセンターやク	危険ドラッグなど	その他	
	活のため	を買うため	ラブなどで遊ぶため	を買いたいため	ての他	
都内女子高校調査	1	6	1	0	2	
(20 名)	5.0%	30.0%	5. 0%	0.0%	10. 0%	
インターネット	4	12	1	1	3	
調査 (29 名)	13. 8%	41.4%	3. 4%	3. 4%	10. 3%	
∆ =1	5	18	2	1	5	
合計	10. 2%	36. 7%	4. 1%	2.0%	10. 2%	

※都内中学校調査は該当者なし

【質問1-1 その他の意見】

- 金銭的な余裕がなかったから。
- お金がないから。
- ・自由に使うお金のため。
- (4) JKビジネスで働く子について、将来「増えると思う」が全体で 5 割あり、特にインターネット調査では 63%が回答。都内中学校調査は、男子の 48%、女子の 28%が「増えると思う」と回答している一方、女子の 63%が「わからない」と回答している。

表 4 質問 2 15 歳から 18 歳の年齢の女の子で'いわゆる'J K ビジネスで働く子は、これから増えると思いますか?(単一回答)

		増えると思う	減ると思う	わからない	合計
都内女子高校	細木	94	5	117	216
都内女士高校 -	- 神王	43. 5%	2. 3%	54. 2%	100. 0%
/\/a	L钿太	131	13	63	207
1 23 - 7 9	インターネット調査		6. 3%	30. 4%	100. 0%
	男子	25	3	24	52
初中中学技画本	五丁	48. 1%	5. 8%	46. 2%	100. 0%
都内中学校調査	, –	11	4	25	40
	女子	27. 5%	10. 0%	62. 5%	100. 0%
A =1		261	25	229	515
合 計		50. 7%	4. 9%	44. 5%	100.0%

(5) J K ビジネスで働くことについて、「お金に困ってのことだからしょうがない」が全体の 23%、「客がいるのだから、こうした仕事をするのもしょうがない」、「働いている子も客も 喜んでいるのだから問題ない」がともに 11%であった。

インターネット調査では、「客がいるのだから、こうした仕事をするのもしょうがない」が 16%、「働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない」が 15%。「これも今の社会で、お金になる女の子の新しい仕事だ」が 14%いた。

都内中学校調査では、「お金に困ってのことだからしょうがない」が男子の 19%、「働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない」が男女とも 8%が肯定している。また、「これも今の社会で、お金になる女の子の新しい仕事だ」と割り切る回答も男子は 6%、女子は5%いた。

中学生の段階で、少ないとはいえ「しょうがない」、「問題ない」そして「お金になる新 しい仕事」と考える層があることは、中学生の段階からの教育の重要性があると言える。

表 5 質問 3 (抽出) 15 歳から 18 歳の年齢の女の子が、こうした'いわゆる'J K ビジネスで働くことについて、あなたはどう思いますか? (複数回答)

		お金に困って	働いている子も客	客がいるのだか	みんなやってる	これも今の社
		のことだから	も喜んでいるのだ	ら、こうした仕事	ことだから、働い	会で、お金にな
		しょうがない	から問題ない	をするのもしょう	ている子だけが	る女の子の新
				がない	悪いのではない	しい仕事だ
都内女子高校	調査	49	16	19	13	9
(216名)		22. 7%	7. 4%	8.8%	6. 0%	4. 2%
インターネッ	٠ ١	55	31	33	17	29
調査 (207 名)	26. 6%	15. 0%	15. 9%	8. 2%	14. 0%
	男子	10	4	2	3	3
都内中学校	(52 名)	19. 2%	7. 7%	3.8%	5. 8%	5. 8%
調査	女子	4	3	2	1	2
	(40 名)	10. 0%	7. 5%	5. 0%	2. 5%	5.0%
Δ=L /Γ1Γ			54	56	34	43
合計 (515 名)		22. 9%	10. 5%	10. 9%	6. 6%	8.3%

(6) JKビジネスは「自分の今や将来のことを考えたら、してはいけない仕事だ」と全体の 6割が判断している。

女子高校生等の視点からは、「風俗」、さらに「危険ドラッグなど」の世界につながってゆくかもしれないと危惧する回答が全体の 5 割前後ある一方、半数近くは危険視していない可能性がある。これについて都内女子高校調査もインターネット調査も差はない。都内中学校調査では、女子の方が危険視している割合が高い。

表 6 質問 3 (抽出) 15 歳から 18 歳の年齢の女の子が、こうした'いわゆる'J K ビジネスで働くことについて、あなたはどう思いますか? (複数回答)

		こうした仕事を続けて	さらに進むと、いつか	自分の今や将来のこ	
		いると、いつの間にか風	危険ドラッグなどの	とを考えたら、しては	スの出
		俗の世界につながって	世界につながってゆ	いけない仕事だ	その他
		ゆくかもしれない	くかもしれない		
都内女子高校	調査	122	106	140	24
(216 名)		56. 5%	49. 1%	64. 8%	11.1%
インターネッ	ト調査	118	89	104	10
(207名)		57. 0%	43. 0%	50. 2%	4. 8%
	男子	28	25	33	3
都内中学校	(52名)	53. 8%	48. 1%	63. 5%	5.8%
調査	女子	22	26	29	4
	(40 名)	55. 0%	65. 0%	72. 5%	10.0%
合計 (515名)		290	246	306	41
		56. 3%	47. 8%	59. 4%	8.0%

(7) 「質問3 その他の意見」

表7 その他の主な意見

- ・推奨されることではないが取り締まるべくは、子どもではなく、それを良しとし、客となっている、大人の方である。
- ・自分に当てはめると嫌悪しかわかないが、仕方のない場合はあるのでは。
- JKビジネスの生まれる社会は悪い。
- ・この仕事をやらないと生活できない子は責められない。
- ・周りの大人や親が悪いと思う。
- ・他のバイトの賃金が悪い。
- 話すだけとかなら別にいいと思う。
- ・したいようにすればよいと思う。個人の自由。
- ・自分はやらないが、やりたい人はやればいい。
- ・自分も客も同意しているのであればいいと思う。
- ・その人の自己責任だから別に良いと思う。
- ・自分の意思でやっているなら別に良いと思う。
- ・JKビジネスで、働く人の気持ちが全く分からない。自分はいいとしても親がかわいそう。
- ・一部の危ない人について行くことは将来をつぶしてしまう。もっと貞操に対する意識を高めるべき。
- ・自分は絶対にしたいと思わない。
- ・自分をもっと大切にするべきだ。
- ・JKの間はそういう仕事はしちゃいけないと思う。
- ・何されるかわからない危険な行為。
- ・スマートフォンをほとんどの女子高生がもっていて出会う機会が増えていると思う。

(8) 将来JKビジネスで働く子の増減について、都内女子高校調査では、JKビジネスで働いている子を「1人」見たり聞いたりしたことがある者の6割が、「増えると思う」と回答し、インターネット調査ではJKビジネスを知っている者(「1人いる」・「2人以上いる」・「JKビジネスは知っているが、働いている子を見たり聞いたりしたことはない」の合計)の6~7割が「増えると思う」と回答している。

表 8 一 1 将来JKビジネスで働く子の増減とJKビジネスで働いている子を見聞きしたことの有無とのクロス表(都内女子高校調査)

回答数	全体	増えると思う	減ると思う	わからない
A.H	216	94	5	117
全体	100.0%	43. 5%	2. 3%	54. 2%
1人いる	13	8	0	5
している	100.0%	61. 5%	0. 0%	38. 5%
0 1 21 51 7	7	2	0	5
2人以上いる	100.0%	28. 6%	0. 0%	71. 4%
JKビジネスを知っている	101	53	1	47
が、働いている子は知らない	100.0%	52. 5%	1.0%	46. 5%
	95	31	4	60
JKビジネスを知らない	100.0%	32. 6%	4. 2%	63. 2%

表 8 一 2 将来 JKビジネスで働く子の増減とJKビジネスで働いている子を見聞きしたことの有無とのクロス表(インターネット調査)

回答数	全体	増えると思う	減ると思う	わからない	
全体	207	131	13	63	
王体	100.0%	63. 6%	6. 3%	30. 4%	
1人いる	17	11	1	5	
一人いる	100.0%	64. 7%	5. 9%	29. 4%	
2人以上いる	12	9	0	3	
2人以上いる	100.0%	75. 0%	0.0%	25. 0%	
JKビジネスを知っている	137	96	10	31	
が、働いている子は知らない	100.0%	70. 1%	7. 3%	22. 6%	
JKビジネスを知らない	41	15	2	23	
したピンネスを知らない	100.0%	37. 5%	5. 0%	57. 0%	

(9) 都内女子高校調査、インターネット調査ともに、将来JKビジネスで働く子が「増えると思う」と回答した者のうち、「風俗の世界につながってゆくかもしれない」という回答が過半数ある一方、「お金に困ってのことだからしょうがない」という回答も3割あった。また、「減ると思う」「わからない」と回答した者のうち、「自分の今や将来のことを考えたら、してはいけない仕事だ」と否定的な者が多くなっている。

表9-1 将来JKビジネスで働く子の増減とJKビジネスで働くことについてどう思うかのクロス表(都内女子高校調査)

		お金に困	働いてい	客がいる	みんなや	これも今	こうした	さらに進	自分の今	
		ってのこ	る子も客	のだか	ってるこ	の社会	仕事を続	むと、い	や将来の	
		とだから	も喜んで	ら、こう	とだか	で、お金	けている	つか危険	ことを考	
		しょうが	いるのだ	した仕事	ら、働い	になる女	と、いつ	ドラッグ	えたら、	
	<i>△</i> / <i>★</i>	ない	から問題	をするの	ている子	の子の新	の間にか	などの世	してはい	その他
	全体		ない	もしょう	だけが悪	しい仕事	風俗の世	界につな	けない仕	ての他
				がない	いのでは	だ	界につな	がってゆ	事だ	
					ない		がってゆ	くかもし		
							くかもし	れない		
							れない			
△ /±	216	49	16	19	13	9	122	106	140	24
全体	100.0%	22. 7%	7. 4%	8. 8%	6. 0%	4. 2%	56. 5%	49. 1%	64. 8%	11.1%
増える	94	28	10	12	6	6	62	49	59	8
と思う	43. 5%	29. 8%	10. 6%	12. 8%	6. 4%	6. 4%	66.0%	52. 1%	62. 8%	8. 5%
減ると	5	2	0	0	1	0	2	2	3	1
思う	2. 3%	40. 0%	0.0%	0.0%	20. 0%	0. 0%	40. 0%	40. 0%	60. 0%	20.0%
わから	117	19	6	7	6	3	58	55	78	15
ない	54. 2%	16. 2%	5. 1%	6. 0%	5. 1%	2. 6%	49. 6%	47. 0%	66. 7%	12. 8%

	全体	お金に困 ってだから しょ ない	働い子 喜る らいか ない	客の ら し を も がない だ こ 仕 る ょ い が な が か う 事 の う	みっと ら て だ けの いいない	これが社がいている。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、	こ仕けとの風界がくう事て、間俗にっかっても	さむ つ ド な 界 が く れらと か ラ ど に っ か なに、 危 ッ の つ て も い	自かってえしけ事がの来をらはい仕事だ	その他
全体	207	55	31	33	17	29	れない 118	89	104	9
	100%	26. 7%	15. 0%	15. 9%	8. 3%	14. 1%	57. 3%	43. 2%	50. 5%	4. 4%
増え	131	39	20	26	10	22	75	59	64	6
ると 思う	100%	29. 8%	15. 3%	19. 8%	7. 6%	16. 8%	57. 3%	45. 0%	48. 9%	4. 6%
減る	13	2	2	1	0	0	5	2	8	0
と思 う	100%	15. 4%	15. 4%	7. 7%	0%	0%	38. 5%	15. 4%	61.5%	0%
わか	63	14	9	6	7	7	38	28	32	3
らない	100%	22. 6%	14. 5%	9. 7%	11. 3%	11. 3%	61. 3%	45. 2%	51.6%	4. 8%

(10) 都内女子高校調査では、JKビジネスで働いている子を「1人」見たり聞いたりしたことがあると回答した者のうち、77%が「風俗の世界につながってゆくかもしれない」と考えている。

インターネット調査で、JKビジネスで働いている子を「2人以上」見たり聞いたりしたことがある者のうち、「お金に困ってのことだからしょうがない」「働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない」「みんなやってることだから、働いている子だけが悪いのではない」と容認する回答が多い。

表 1 O - 1 J K ビジネスで働く子の知り合いの有無と J K ビジネスで働くことに対してどう思うかのクロス表 (都内女子高調査)

		お金に困	働いてい	客がいる	みんなや	これも今	こうした	さらに進	自分の今	
		ってのこ	る子も客	のだか	ってるこ	の社会	仕事を続	むと、い	や将来の	
		とだから	も喜んで	ら、こう	とだか	で、お金	けている	つか危険	ことを考	
		しょうが	いるのだ	した仕事	ら、働い	になる女	と、いつ	ドラッグ	えたら、	
	△ #	ない	から問題	をするの	ている子	の子の新	の間にか	などの世	してはい	この!!!
	全体		ない	もしょう	だけが悪	しい仕事	風俗の世	界につな	けない仕	その他
				がない	いのでは	だ	界につな	がってゆ	事だ	
					ない		がってゆ	くかもし		
							くかもし	れない		
							れない			
^ <i>t</i> +	216	49	16	19	13	9	122	106	140	24
全体	100.0%	22. 7%	7. 4%	8.8%	6. 0%	4. 2%	56. 5%	49. 1%	64. 8%	11. 1%
4 1 1 2 7	13	5	3	0	1	1	10	3	5	1
1人いる	100. 0%	38. 5%	23. 1%	0.0%	7. 7%	7. 7%	76. 9%	23. 1%	38. 5%	7. 7%
0 1 101 11.7	7	1	0	1	0	0	3	4	4	1
2人以上いる	100. 0%	14. 3%	0.0%	14. 3%	0. 0%	0. 0%	42. 9%	57. 1%	57. 1%	14. 3%
知り合いにい	101	25	8	14	7	6	55	47	64	13
ない	100. 0%	24. 8%	7. 9%	13. 9%	6. 9%	5. 9%	54. 5%	46. 5%	63. 4%	12. 9%
JKビジネス	95	18	5	4	5	2	54	52	67	9
を知らない	100. 0%	18. 9%	5. 3%	4. 2%	5. 3%	2. 1%	56. 8%	54. 7%	70. 5%	9. 5%

表 1 O - 2 J K ビジネスで働く子の知り合いの有無と J K ビジネスで働くことに対してどう思うかのクロス表 (インターネット調査)

		7 I II/II II/								
		お金に困	働いてい	客がいる	みんなや	これも今	こうした	さらに進	自分の今	
		ってのこ	る子も客	のだか	ってるこ	の社会	仕事を続	むと、い	や将来の	
		とだから	も喜んで	ら、こう	とだか	で、お金	けている	つか危険	ことを考	
		しょうが	いるのだ	した仕事	ら、働い	になる女	と、いつ	ドラッグ	えたら、	
回答数	△ /+	ない	から問題	をするの	ている子	の子の新	の間にか	などの世	してはい	7.0/h
%	全体		ない	もしょう	だけが悪	しい仕事	風俗の世	界につな	けない仕	その他
				がない	いのでは	だ	界につな	がってゆ	事だ	
					ない		がってゆ	くかもし		
							くかもし	れない		
							れない			
^ <i>\</i>	207	55	31	33	17	29	118	89	104	10
全体	100. 0%	26. 6%	15. 0%	15. 9%	8. 2%	14. 0%	59.0%	43. 0%	50. 2%	4. 8%
4 1 1 . 7	17	4	3	1	1	2	8	6	9	0
1人いる	100. 0%	23. 5%	17. 6%	5. 9%	5. 9%	11. 8%	47 . 1%	35. 3%	52. 9%	0.0%
	12	4	4	3	4	4	5	4	5	1
2人以上いる	100.0%	33. 3%	33. 3%	25. 0%	33. 3%	33. 3%	41. 7%	33. 3%	41. 7%	8.3%
知り合いにい	137	40	20	25	7	21	86	65	69	7
ない	100. 0%	29. 2%	14. 6%	18. 2%	5. 1%	15. 3%	62. 8%	47. 4%	50. 4%	5. 1%
JKビジネス	41	7	4	4	5	2	19	14	21	1
を知らない	100. 0%	17. 5%	10. 0%	10. 0%	12. 5%	5. 0%	47. 5%	35. 0%	52. 5%	2. 5%

3 まとめ

全体を通し、JKビジネスに関して、「自分の今や将来のことを考えたら、してはいけない仕事だ」と半数以上の者が回答しているものの、一方で「お金に困ってのことだからしょうがない」と、JKビジネスで働くことを肯定する層も高校生では2割以上いる。ただ、まだ中学生の段階では、肯定する層は高校生に比べて少なくなっている。つまり中学生の段階で、JKビジネスの内容や、その影響に関して学ぶ機会があれば、高校生になってからのJKビジネスへの関与等に効果があることが考えられる。特に男子は、女子よりも肯定する意見が多くなっており、女子のみならず男子への教育も非常に重要であると考えられる。

(㈱ステップ総合研究所 調査集計)

被害児童供述内容集計結果(78名分)

